

当社の運転性能維持に係る保全点検について（年1回）

当社では運転性能の確認並びに負荷運転において、以下の通り点検いたします。

1) 有資格者による調査及び運転性能の確認、負荷運転の実施 ※あくまでも当社の定める最低基準です

事前調査	低圧電気取扱者特別教育受講者
負荷運転前の確認	自家用発電機専門技術者
報告書作成	第1種消防設備点検資格者

2) 改正消防法に準じた保全策の実施

改正後に定められた運転性能の維持に係る保全策は、負荷運転を6年1回の実施にするために必要な保全策となっています。年1回の保全策を実施しない場合は、総合点検報告書提出の際に負荷運転が求められる可能性があります。

3) 運転性能維持に係る保全策を講じた書類の提出

消防設備等点検結果についての報告書様式が改正され、運転性能の維持に係る保全策を講じた場合は当該保全策を講じていることを示す書類の添付が義務付けられました。

消防法施工規則 第三十一条六の一項及び第三項 点検方向(平成30年6月1日改正)

運動性能の維持に係る保全策ガイドライン

運転性能の維持に係る予防的な保全策とは、1に掲げる項目を1年ごとに確認し、かつ、2に掲げる部品を標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間(製造者が設定する推奨交換期間等)以内に交換することをいう。

1 確認すべき項目

(1)自家発電設備に予熱栓が設けられている場合予熱栓の発熱部に断線、変形、絶縁不良等がないこと。

(2)自家発電設備に点火栓が設けられている場合

ア 電極の異常な消耗がないこと。

イ ラグキャップ値が製造者の指定値範囲内であること。

ウ 異常なカーボンの付着がないこと。

(3)自家発電設備に冷却水ヒータが設けられている場合

ア 冷却水ヒータケース外周又は近傍の配管等に触れ、その他の部位より温度が高いことを確認すると。

イ テスタにて冷却水ヒータの断線等の有無を確認すること。

(4)自家発電設備に潤滑油プライミングポンプが設けられている場合 潤滑油プライミングポンプが正常に作動していることを確認すること。

2 交換すべき部品

(1)潤滑油

(2)冷却水

(3)燃料フィルター

(4)潤滑油フィルター

(5)ファン駆動用Vベルト

(6)冷却水用等のゴムホース

(7)燃料、冷却水、潤滑油、給気、排気系統や外箱等に用いられるシール材

(8)始動用の蓄電池